

特別償却の付表（六）の記載の仕方

1 この付表（六）は、青色申告法人で地域再生法第17条の2第1項《地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定等》に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」といいます。）について同条第3項の認定を受けたものが、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第42条の11の3第1項《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人で地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について地域再生法第17条の2第3項の認定を受けたものが、措置法第68条の15第1項《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、措置法第42条の11の3第1項又は第68条の15第1項に規定する特定建物等（以下「特定建物等」といいます。）の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した特定建物等については、この制度の適用はありませんので注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載します。

2 「特定建物等の種類等1」には、耐用年数省令別表に基づき、特定建物等の種類、構造、細目等を記載します。

3 「特定建物等の名称2」には、特定建物等に該当する資産の名称を記載します。

4 「取得価額7」には、特定建物等の取得価額を記載します。

ただし、その特定建物等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

5 「特別償却率8」の分子は、措置法第42条の11の3第1項又は第68条の15第1項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」といいます。）が次のいずれの計画に該当するかに応じそれぞれ次の数字を○で囲みます。

(1) 地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に関する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「移転型計画」といいます。）である場合…「25」

(2) 地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業に関する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「拡充型計画」といいます。）である場合…「15」

6 「償却・準備金方式の区分10」は、その特定建物等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

7 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

(1) 「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定（取消し）年月日11」には、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の地域再生法第17条の2第1項に規定する認定都道府県知事による認定年月日を記載します。

上記の認定を受けた日の翌日以後2年を経過する日までに同条第6項の規定により認定を取り消されたときは、認定を取り消された年月日を（ ・ ・ ）に記載します。

(2) 「計画の区分12」は、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には「移転型」を、拡充型計画である場合には「拡充型」を○で囲みます。

(3) 「地方活力向上地域等の名称13」には、例えば「○○地域」のように地方活力向上地域等（地域再生法第5条第4項第5号イ又はロ《地域再生計画の認定》に掲げる地域をいいます。）の名称を記載します。

(4) 「一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額14」は、特定建物等である一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額を記載します。

なお、一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が2,000万円未満（中小企業者又は中小

連結法人である場合には、1,000万円未満)のものは、この制度の適用はありませんので注意してください。

(5) 「その他参考となる事項15」には、その資産が特定建物等に該当する旨等参考となる事項を記載してください。

8 「中小企業者又は中小連結法人の判定」の各欄は、その特定建物等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況により青色申告法人又は連結法人(以下「判定法人」といいます。)の発行済株式等の状況(その判定法人が連結子法人である場合には、連結親法人の発行済株式等の状況)を記載するほか、次によります。

(1) 「保有割合21」が50%以上となる場合又は「保有割合23」が3分の2(66.666…%)以上となる場合には、7(4)の取得価額の合計額が2,000万円未満のものはこの制度の適用がありませんので注意してください。

(2) 「大規模法人の保有する株式数等の明細24~29」の各欄は、その判定法人の株主等のうち大規模法人(注)について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。

(注) 大規模法人とは、次のイからハマまでの法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

イ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人

ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

ハ 次の(イ)又は(ロ)の法人

(イ) 大法人(次に掲げる法人をいいます。以下同じです。)との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

A 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

B 相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

C 受託法人

(ロ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において、そのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法

人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人((イ)の法人を除きます。)

(3) 中小企業者又は中小連結法人に該当する法人が適用除外事業者(その事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度又は各連結事業年度(以下「基準年度」といいます。)の所得金額(別表一等の「1」の金額がマイナスの場合は0)又は連結所得金額(別表一の二等の「1」の金額がマイナスの場合)の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額(年平均額)が15億円を超える法人又は連結親法人及びその連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人をいいます。以下同じです。)に該当する場合には、7(4)の取得価額の合計額が2,000万円未満のものはこの制度の適用がありませんので注意してください。

なお、中小企業者については、設立後3年を経過していない法人は、適用除外事業者には該当しません。

また、基準年度において欠損金の繰戻しによる法人税の還付の適用があった場合、基準年度において合併・分割・現物出資等があった場合、基準年度において連結法人に該当していたことがある場合、基準年度において公益法人等若しくは人格のない社団等が収益事業を行っていた場合など租税特別措置法施行令(以下「措置法令」といいます。)第27条の4第22項各号《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》に定める事由がある場合には、その事由の内容に応じて年平均額に一定の調整計算が必要となります。

中小連結法人についても、基準年度において連結欠損金の繰戻しによる法人税の還付の適用があった場合や基準年度において合併・分割・現物出資等があった場合など措置法令第39条の39第21項各号《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》に定める事由がある場合には、その事由の内容に応じて年平均額に一定の調整計算が必要となります。

(4) 連結親法人が中小連結法人に該当する場合であっても、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える連結子法人については、中小連結法人以外の連結法人として取り扱われますので注意してください。